

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、久喜市から久喜市の区域内において行われた（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

久喜市建設部都市計画課

加須市環境安全部環境政策課

白岡市市民生活部環境課

二 縦覧の期間

平成二十九年七月二十五日（火）から平成二十九年八月二十五日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）